

事業者のみなさん!

準備は進んでいますか?

平成31年10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係のある制度です。

準備に向けた第一歩として、制度を知ることから始めませんか？

【日時】 **平成 29 年 10 月 4 日（水）**
14 時 00 分～16 時 00 分

【会場】 南丹市園部公民館
(南丹市園部町上本町南 2 番地 22)

【内容】 第 1 部 ①消費税軽減税率等について
講師：園部税務署
第 2 部 ①軽減税率とインボイス制度について
②レジの導入等支援について
講師：京都総合税理士法人
社員税理士 橋本太志氏

【受講料】 無 料

【主催】 南丹市商工会 【共催】 南丹市・園部納税協会・園部税務署

お申込は下記にご記入の上、FAX・メール・窓口にてご申込み下さい。

南丹市商工会

〒629-0141 南丹市八木町八木東久保 28-1
TEL 0771-42-5380 FAX 0771-42-5734
E-mail nantan-sci@kyoto-fsci.or.jp

セミナー申込書

事業所名		お名前	
住 所			
TEL		FAX	

※本申込書にご記入いただいた個人情報は、本人確認・受講者名簿の作成など本事業の運営の目的以外には使用しません。

消費税軽減税率制度対策セミナーを開催します